

契約保証金の納付について

堺市上下水道局

契約締結に当たっては、落札決定後、入札説明書で定める期限までに契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額。以下同じ。）の10%以上の金額の契約保証金の納付が必要となります。本市契約担当者から落札決定の連絡があったときは、本市の指示に従い契約保証金の納付手続きを行っていただきますようお願いします。

ただし、本市が定める要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる場合があります。契約保証金納付の免除を希望される場合は、契約担当者にお問い合わせください。なお、契約保証金納付の免除が可能な場合の要件は、主に次のような場合があります。

- ◆受注者と保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険を締結し、その証書（本書）を提出したとき。

<履行保証保険の内容>

被保険者	堺市上下水道事業管理者
保険契約者	受注者
保険種別	履行保証
契約種類	売買契約（保険契約者が売主）
てん補条件	定額てん補特約
保険金額	契約金額の10%以上の金額
保険契約日	落札決定の日から契約保証金の納付期限までの日
保険期間	契約締結日から契約期間の末日までを含む期間
契約名及び納入場所	仕様書に記載のとおり

- ◆受注者が、過去2年間に国又は地方公共団体と今回契約する案件と同種かつ規模が同等以上（契約金額で判断）の契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績が有り、その内容を証明する書類を提出したとき。（履行中の案件及び売買契約以外の案件（工事請負契約、業務委託契約等）は不可）

<必要書類>

- 当該契約の発注者が本市の場合に必要な
 - ・契約保証金免除申出書（本市様式）
- 当該契約の発注者が本市以外の場合に必要な
 - ・契約保証金免除申出書（本市様式）
 - ・当該契約の契約書の写し又は発注者発行の履行実績証明書（本市様式）

- ◆契約金額が、160万円以下のとき。

<必要書類>

提出が必要な書類はありません。

※要件については、堺市上下水道局契約規程第3条により準用する堺市契約規則第30条の2で規定しています。

※履行実績や履行保証保険の内容が不十分等で免除できない場合もあります。

堺市契約規則（抜粋）

（契約保証金の免除）

第30条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、工事請負契約及び工事関連委託契約（以下「工事請負契約等」という。）については、第2号を除く。

- (1) 相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (5) 契約金額が随意契約規則別表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。
- (6) 本市が相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (7) 金融機関又は保証事業会社の保証が得られたとき。
- (8) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。